

「平成27年度国民経済計算年次推計」利用上の注意

1. 平成 23 年基準の我が国国民経済計算（以下、JSNA という。）は、平成 21（2009）年に国連で合意された国際基準である「2008SNA」に基づいて推計を行っている（従前の平成 17 年基準の JSNA は、平成 5（1993）年に国連で合意された「1993SNA」に基づいていた）。
 2. JSNA は、毎年、最新年（度）の数値を「第一次年次推計」（平成 17 年基準までは「確報」と呼称）として公表するとともに、新たに利用可能となった基礎統計を反映させるため、1 年遡って再推計を行い、「第二次年次推計」（平成 17 年基準までは「確々報」と呼称）として公表している。さらに、2 年遡った年の計数について、供給・使用表（SUT）の枠組みを活用して統計上の不突合を縮減させるための再推計を行い、「第三次年次推計」（平成 23 年基準から新たに開始）として公表している。
 3. 「平成 27 年度国民経済計算年次推計」においては、『平成 23 年産業連関表』（総務省等）などの大規模・詳細な基礎統計を取り込むことに加え、最新の国際基準である 2008SNA への対応、推計手法の見直しや各種概念・定義の変更を行う「平成 23 年基準改定」の作業結果を反映させ、平成 6（1994）年以降の計数について遡及改定を行った^(注)。なお、同基準改定作業においては、毎年の年次推計時には利用できなかったその他基礎統計や一部基礎統計の遡及改定結果も推計に反映させた。
- （注）基準改定に伴い、参照年（デフレーター＝100 とする年）を、現行の平成 17（2005）年から平成 23（2011）年に変更した。
4. 「平成 27 年度国民経済計算年次推計」においては、以下に掲げる概念・定義の変更や推計手法の見直し等を行った。

なお、その主な内容については、「国民経済計算の平成 23 年基準改定に向けて」（平成 28 年 9 月 15 日）^(※1)、「国民経済計算の平成 23 年基準改定の概要について」（平成 28 年 9 月 30 日）^(※2)を、平成 23 年基準の国民経済計算の体系の詳細については、「2008SNA に対応した我が国国民経済計算について（平成 23 年基準版）」（平成 28 年 11 月 30 日）^(※3)を、推計方法の詳細については、「国民経済計算推計手法解説書（年次推計編）平成 23 年基準版」（平成 29 年 3 月 24 日）^(※4)を、それぞれ参照されたい。

（※1）http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/seibi/2008sna/pdf/20160915_2008sna.pdf

（※2）http://www.esri.go.jp/jp/archive/snaq/snaq161/snaq161_c.pdf

（※3）http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/seibi/2008sna/pdf/20161130_2008sna.pdf

（※4）<http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/h23/kaisetsu.html>

（1）2008SNA への対応に伴う変更

①研究・開発（R&D）の資本化

研究・開発（R&D）について、知識ストックを増加させ、それを活用して新たな応用を生むような創造的活動と位置づけ、R&D への支出を総固定資本形成として記録するとともに、その蓄積の結果である R&D のストックを固定資産（「知的財産生産物」及びその内訳としての「研究・開発」）として記録する。R&D の産出額については、『科学技術研究統計』（総務省）等により研究開発に要した費用の合計により

計測するが、第一次年次推計については、調査・公表時期との兼ね合いで同統計が利用可能ではないため、(i) 市場生産者分（民間企業、公的企業）は株式会社日本政策投資銀行の『設備投資計画調査（大企業）』における研究開発費実績の対前年度伸び率（一般の第一次年次推計では平成 27 年度における実績伸び率）等を用いて推計を行い、(ii) 非市場生産者分（一般政府、対家計民間非営利団体）はトレンドにより延長推計を行う。

本事項に係る概念や推計の考え方等については、統計委員会第 14 回国民経済計算部会資料 1^(※1) 及び季刊国民経済計算 No.159 「R&D の資本化に係る 2008SNA 勧告への対応に向けて」^(※2) を参照されたい。

(※ 1) http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/toukei/sna/sna_14/siryou_1.pdf

(※ 2) <http://www.esri.go.jp/jp/archive/snaq/snaq159/snaq159.html>

②特許等サービスの扱いの変更

R&D が固定資産として計上されることに伴い、これまで非生産資産として扱われていた特許実体は、R&D の固定資産に内包される扱いとなる。これに伴い、特許実体がライセンス下で使用が許諾される場合のライセンシーとライセンサーとの間の使用料の受払について、従前の財産所得（賃貸料）ではなく、「特許等サービス」というサービスの産出とそれに対する支払として記録する。

本事項に係る概念や推計の考え方等については、統計委員会第 14 回国民経済計算部会資料 1^(※1) 及び季刊国民経済計算 No.159 「R&D の資本化に係る 2008SNA 勧告への対応に向けて」^(※2) 等を参照されたい。

(※ 1) http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/toukei/sna/sna_14/siryou_1.pdf

(※ 2) <http://www.esri.go.jp/jp/archive/snaq/snaq159/snaq159.html>

③防衛装備品の資本化

戦車や艦艇、弾薬類等の防衛装備品は、政府の防衛サービスの生産に一年を超えて継続して使用されるものと位置づけ、政府による戦車や艦艇等の購入は総固定資本形成に、その蓄積の結果であるストックは固定資産（防衛装備品）として記録するとともに、一回限り使用される弾薬類の増減分は在庫変動に、そのストックは在庫として記録する。

本事項に係る概念や推計の考え方等については、統計委員会第 14 回国民経済計算部会資料 1^(※1) 及び季刊国民経済計算 No.158 「兵器システム支出の資本化に係る 2008SNA 勧告への対応に向けて」^(※2) を参照されたい。

(※ 1) http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/toukei/sna/sna_14/siryou_1.pdf

(※ 2) <http://www.esri.go.jp/jp/archive/snaq/snaq158/snaq158c.pdf>

④所有権移転費用の取扱い精緻化

資産の取得や処分に係る所有権移転費用として、住宅・宅地の売買に係る不動産仲介手数料を総固定資本形成（民間住宅）に記録する。

本事項に係る概念や推計の考え方等については、季刊国民経済計算 No.156 「所有権移転費用に係る 2008SNA 勧告への対応に向けて」^(※) 等を参照されたい。

(※) <http://www.esri.go.jp/jp/archive/snaq/snaq156/snaq156d.pdf>

⑤中央銀行の産出額の明確化

中央銀行の産出（費用の合計により計測）のうち各種受取手数料を控除した残りについて非市場産出として位置づけ、一般政府の最終消費支出に記録し、同額を公的金融機関（中央銀行）から中央政府への経

常移転に記録する。

本事項に係る概念や推計の考え方等については、季刊国民経済計算 No.154 「国民経済計算における中央銀行の産出に関する取り扱い」^(※)等を参照されたい。

(※) <http://www.esri.go.jp/jp/archive/snaq/snaq154/snaq154b.pdf>

⑥雇用者ストックオプションの記録

企業が役職員に付与する雇用者ストックオプションについて、権利付与から権利確定時点までの期間にはその価値を雇用者報酬（賃金・俸給）及び金融資産（その他の金融資産）として記録し、権利確定後は、当該資産を金融資産（金融派生商品・雇用者ストックオプション）として記録する。

本事項に係る概念や推計の考え方等については、統計委員会第15回国民経済計算部会資料1^(※)等を参照されたい。

(※) http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/toukei/sna/sna_15/siryou_1.pdf

⑦定型保証の取扱いの精緻化

保証のうち、大数の法則が働くような定型化された小口の保証（定型保証）については、「定型保証支払引当金」として金融資産・負債に計上するとともに、非生命保険と同様に、受取保証料（財産運用純益を含む）から純債務肩代わりを控除することにより産出額を求め、また関連する経常取引等を記録する。

本事項に係る概念や推計の考え方等については、季刊国民経済計算 No.159 「我が国 SNA における金融・保険業産出額の推計について」^(※)を参照されたい。

(※) <http://www.esri.go.jp/jp/archive/snaq/snaq159/snaq159d.pdf>

⑧企業年金の年金受給権の記録の改善

雇用関係をベースとする退職後所得保障（企業年金、退職一時金）に係る記録について発生主義の考え方を貫徹する。具体的には、確定給付型の企業年金等について、「年金受給権」の残高は、従来の上場企業中心ではなく、一国ベースにより、雇主企業が雇用者（家計）に約束した将来給付額の割引現在価値を記録し、年金基金の積立不足相当分は「年金基金の対年金責任者債権」として記録する。また、「年金受給権」の変化分であるフローに関して、「雇主の社会負担」は、実際の掛金負担分ではなく、当期の勤務に対する対価として発生した受給権の増分を、また「家計の追加社会負担」（並びに財産所得としての「年金受給権に係る投資所得」）は、実際の運用収益分ではなく前期末の受給権残高に割引率を乗じた概念上の利子額を記録する。

本事項に係る概念や推計の考え方については、統計委員会第15回国民経済計算部会資料1^(※)等を参照されたい。

(※) http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/toukei/sna/sna_15/siryou_1.pdf

⑨一般政府と公的企業間の例外的支払の取扱い精緻化

一般政府と公的企業間の例外的な支払（特別な立法措置がとられる不定期な支払）の取扱いを変更する。具体的には、公的企業から一般政府への例外的な支払について、その支払が公的企業の蓄積された準備金または資産の売却によってなされる場合は、一般政府の「持分」の引き出し（及び見合いの「現金・預金」の増加）として金融勘定に記録し、一般政府から公的企業への例外的な支払については、(i) 公共政策の目的の結果として発生した累積損失を賄う支払の場合は資本移転として資本勘定に、(ii) 確実な収益期待がある下で行われる支払の場合は一般政府の「持分」の追加（及び見合いの「現金・預金」の減少）

として金融勘定に記録する。

本事項に係る概念や推計の考え方等については、統計委員会第15回国民経済計算部会資料1^(※)等を参照されたい。

(※) http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/toukei/sna/sna_15/siryoku_1.pdf

⑩国際収支統計との整合

「国際収支マニュアル第6版」(IMF)に準拠した『国際収支統計』(財務省・日本銀行)と整合的に、財貨の輸出入を所有権移転ベースで記録するという原則を徹底する。具体的には、仲介貿易については、売買差額をサービスの輸出ではなく、財貨の輸出として記録する一方、加工用財貨の往来については、財貨の輸出入ではなく、加工賃の受払をサービスの輸出入として記録する。

JSNAと『国際収支統計』の対応関係は別表1のとおり。なお、『国際収支統計』における直接投資の再投資収益は、直近期間について、17か月前の計数が計上されており、当該時期に稼得した額にはなっていない。このため直近期間については、本来の稼得時期として計上されている値の最近値(直近期の17か月前の値)を基に推計する。

⑪その他の2008SNA対応に伴う変更等

(ア) 非金融資産の分類の変更

非金融資産(固定資産、在庫、非生産資産)の分類について、別表2-1、2-2のとおり変更する。例えば、(i)従前の有形固定資産、無形固定資産の区分がなくなる一方、(ii)「知的財産生産物」(さらに細分類として「研究・開発」等)や「防衛装備品」の表章が行われる。

(イ) 金融資産・負債の分類の変更

金融資産・負債の分類について、『資金循環統計』(日本銀行。2008SNA対応後)との整合性を図りつつ、別表3のとおり変更する。例えば、(i)従前の「金融派生商品」は、雇用者ストックオプションを加えた「金融派生商品・雇用者ストックオプション」に変更されるほか、(ii)従前の「保険・年金準備金」は定型保証支払引当金や年金基金の対年金責任者債権を加えた「保険・年金・定型保証」に変更される。

(ウ) 金融機関の内訳部門分類の変更

フロー編付表24「金融資産・負債の取引」やストック編付表6「金融資産・負債の残高」に記録される金融機関の内訳部門分類について、『資金循環統計』(2008SNA対応後)との整合性を図りつつ、別表4のとおり変更する。例えば、(i)従前、「政府系金融機関」に含まれていた「公的専属金融機関」(金融仲介機関のうち、運用側か調達側において限られたグループのみを取引相手とするような機関。独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構等)を新たに独立した内訳部門とするほか、(ii)従前は「預金取扱機関」等に記録していた金融持株会社について、「非仲介型金融機関」に記録する。

(エ) 貨幣用金、特別引出権(SDR)の取扱いの変更

貨幣用金は対応する見合いの負債が立たない唯一の金融資産であるという取扱いを踏まえ、国内部門(中央政府、中央銀行)が保有する貨幣用金の見合い額について、従前記録を行っていた海外部門の負債への計上を取り止める。また、国際通貨基金(IMF)の特別引出権(SDR)の配分・抹消額(ストックでは純累積配分額)を国内部門(中央政府)の負債として記録する際、従前の「その他の負債」ではなく「貨幣用金・SDR等」に計上する(平成12(2000)年度分以降)。

(オ) 不特定保管金口座の計上

不特定保管金口座(国内に預け分)を新たに金融資産・負債として認識し、「その他の金融資産・負債」(預け金・預り金)に記録する。

(カ) 投資信託の留保利益等の取扱い変更

投資信託の留保利益について、第1次所得の配分勘定において、従前は「財産所得」の「利子」に含めていたが、「その他の投資所得」のうち「投資信託投資者に帰属する投資所得」として別掲する。また、金融勘定においては、従前は『資金循環統計』（2008SNA 対応前）と同様、投資者が留保利益分を投資信託に再投資するという記録にはなっていなかったが、『資金循環統計』（2008SNA 対応後）と整合的に、留保利益の再投資分を「投資信託受益証券」のフローに記録する。

なお、投資信託に係るインカムゲインを原資とする分配金の支払については、第1次所得の配分勘定では、「利子」に含めていたが、これを「配当」に移管する。（いずれの取扱いも平成24（2012）年7-9月期分以降）

(キ) インターバンクポジション等の記録（参考系列）

金融機関の金融勘定及び期末貸借対照表における参考系列として、『資金循環統計』の金融機関預金とコールを基に、「インターバンクポジション等」という負債を新たに記録する。

(ク) 貸出・借入の名目価値の記録、ノン・パフォーマンス貸付（参考表）の記録

期末貸借対照表における貸出・借入は、国民経済計算の国際基準の原則を踏まえ、従前の公正価値ではなく名目価値で記録する（『資金循環統計』では主系列では公正価値を記録し、参考で名目価値を記録）。これとともに、金融機関のリスク管理債権等のノン・パフォーマンス貸付について、その名目価値、公正価値（名目価値から個別貸倒金を控除したもの）等を参考表2「金融機関のノン・パフォーマンス貸付」として新たに記録する。

(ケ) 終末費用の取扱いの精緻化

資産の使用年数の終了以降に発生し、当該資産の解体等に必要な費用を終末費用として位置づけ、従前どおり費用発生時に総固定資本形成に含めて記録するとともに、その固定資本減耗について、原子力発電施設に係る終末費用分は、電気事業者の財務諸表における原子力発電施設解体引当金等の情報を用い、対象となる資産の使用期間中に前倒しして発生する扱いとする。

(2) 各種基礎統計の反映

① 『産業連関表』の反映

『平成24年経済センサスー活動調査』（総務省・経済産業省）等を活用して作成された最新の『平成23年産業連関表（確報）』（総務省等）をベンチマークとして取り込む。加えて、『平成12-17-23年接続産業連関表』（総務省等）や過去の接続表の情報を可能な範囲で反映する。

② 『国勢統計』の反映

調査結果が利用可能な最新の国勢統計である『平成22年国勢調査』（総務省）を取り込み、雇用者数や雇用者報酬等の推計に活用する。

③ 『住宅・土地統計』の反映

『住宅・土地統計』（総務省）について、最新の『平成25年調査』とともに、前回の平成17年基準改定で反映できなかった『平成20年調査』の情報を取り込み、住宅賃貸料等の推計に活用する。

④その他の主な基礎統計の反映

- ・ IMF の「国際収支マニュアル第6版」に準拠した『国際収支統計』を海外勘定等の推計に反映（再掲）
- ・ 2008SNA に対応した『資金循環統計』を金融勘定や期末貸借対照表勘定に反映。また、『資金循環統計』の平成 28 年 9 月遡及改定についても推計に反映
- ・ 在庫変動の推計（平成 23（2011）年分）に『平成 24 年経済センサスー活動調査』の情報を反映
- ・ 固定資産や固定資本減耗の推計に際して、『民間企業投資・除却調査』（内閣府）の平成 18（2006）年度から平成 26（2014）年度調査までの 9 年分（前回の平成 17 年基準改定では 3 年分）の情報を取り込み、固定資産の償却率を設定

（3）その他の主な変更等

①国際比較可能性を踏まえた経済活動別分類の変更

経済活動別分類について、国際比較可能性を向上させる観点から、「国際標準産業分類（ISIC Rev.4）」とできる限り整合的となるように見直し、1968SNA 導入以来継続してきた「産業」、「政府サービス生産者」、「対家計民間非営利サービス生産者」の区分を取り止めるとともに、サービス業を細分化する（具体的には別表 5 参照）。

②概念・定義等の変更

各種項目について、以下の通り概念・定義等の変更を行う。

- ・ 事業税（地方法人特別税を含む）について、「生産・輸入品に課される税」ではなく、「所得・富等に課される経常税」に変更
- ・ 役員賞与について、「財産所得」の「配当」ではなく、「雇用者報酬」の「賃金・俸給」に変更
- ・ 公費負担医療給付について、従前の「現物社会移転以外の社会給付」の「社会扶助給付」ではなく、「現物社会移転」の「現物社会移転（市場産出の購入）」に変更
- ・ 東日本大震災に伴い、政府が民間賃貸住宅を借り上げて行う仮設住宅の提供について、不動産業（住宅賃貸料）が産出するサービスに対する政府の「中間消費」ではなく、「現物社会移転（市場産出の購入）」に変更（いずれの場合も政府最終消費支出に反映）

③表章事項及び名称の見直し等（項目の名称変更の詳細は別表 6 参照）

- ・ 付表の統廃合（フロー編付表 6（1）「一般政府の部門別勘定」の金融勘定部分を同付表 6（2）「一般政府の部門別勘定（G F S）」に移動、従前のフロー編付表 11「公的支出の会計別明細表」の廃止、フロー編付表 14「形態別総資本形成」について総括表のみに統合（従前の「要約表」は「四半期別 GDP 速報（2 次速報）」において引き続き表章）、ストック編付表 1「国民資産・負債残高」と付表 2「国民資産・負債残高に関する調整勘定」の統合 等）
- ・ 「資本調達勘定（実物取引）」の名称を「資本勘定」に、また「資本調達勘定（金融取引）」の名称を「金融勘定」に、それぞれ変更
- ・ フロー編主要系列表 2「国民所得・国民可処分所得の分配」の季節調整系列の廃止
- ・ 実質値の公表内容の変更（固定基準年方式の廃止、ストック編付表 4「固定資本ストックマトリクス」の実質値（連鎖方式）の公表 等）
- ・ 「在庫品増加」を「在庫変動」に、「商品・非商品販売」を「財貨・サービスの販売」に、「現物社会給付等」を「現物社会移転（市場産出の購入）」に変更 等

④各種推計手法の見直し等

主に以下の通り、各種の推計手法の見直しを行う。

- ・供給・使用表（SUT）の枠組みを活用し、国内総生産（支出側）と国内総生産（生産側）の間の統計上の不突合を縮減させる取組を、第三次年次推計において実施。本事項に係る推計の考え方等については、季刊国民経済計算 No.160「供給・使用表（SUT）の枠組みを活用した支出側 GDP と生産側 GDP の統合」^(※1)を参照
- ・建設部門の産出額の延長・補間年次の推計において、従来のインプット・ベース（中間消費や雇用者報酬等）による推計（建設コモディティ・フロー法）から、『建設総合統計』（国土交通省）等を用いた出来高ベースでの推計に変更。本事項に係る推計の考え方等については、季刊国民経済計算 No.151「建設コモディティ・フロー法」の見直しについて^(※2)を参照
- ・フロー編付表1「財貨・サービスの供給と需要」と同主要系列表1「国内総生産（支出側）」に記録する財貨・サービスの純輸出について、『国際収支統計』や『貿易統計』（財務省）を用いて互いの整合性を向上。本事項に係る推計の考え方等については、季刊国民経済計算 No.155「JSNA 体系内の純輸出の整合性向上にむけて」^(※3)を参照
- ・第一次年次推計において、平成 27（2015）年度分以降、『工業統計（速報）』（経済産業省）（『経済センサスー活動調査』の対象年は同統計の製造業分の速報）について、調査・公表時期との兼ね合いから利用可能ではないため、『経済産業省生産動態統計』（経済産業省）や『鉱工業指数』（経済産業省）等により、製造業の出荷額等を推計（なお、第二次年次推計では、従前と同様、『工業統計（確報）』（『経済センサスー活動調査』の対象年は同統計の製造業分の確報）を用いる）。
- ・生命保険の産出額の推計に際し、『資金循環統計』における遡及改定（平成 27 年 6 月）を踏まえ、準備金純増額から、外貨で運用される保険・年金商品の為替評価に伴う責任準備金の変動を控除（平成 24（2012）年度分以降）
- ・政府最終消費支出や対家計民間非営利団体最終消費支出の推計において、一般政府や対家計民間非営利団体自らが生産し、自らの総固定資本形成に充てられる部分である「自己勘定総固定資本形成」（R & D 分）を控除
(例) 政府最終消費支出＝一般政府の産出額－財貨・サービスの販売
－自己勘定総固定資本形成＋現物社会移転（市場産出の購入）
- ・賃金・俸給のうち役員報酬について、役員賞与の概念変更や各種基礎統計の取込みとともに、非役員との給与格差に係る推計手法を見直し
- ・営業余剰・混合所得の制度部門別及び四半期別の推計について、企業会計の減価償却費と国民経済計算の固定資本減耗との間の概念調整を行った上で、分割する方法に変更
- ・鉱物探査・評価（鉱物探査から名称変更）について、複数年をかけて償却するものとして、総固定資本形成（フロー）に加えて、固定資産（ストック）にも計上
- ・非金融法人企業の「土地の購入（純）」のうち、不動産投資法人分について、平成 22 年度分から利用可能になった『不動産証券化の実態調査』（国土交通省）の売却額を反映
- ・PFI 事業や一部公的企業について、「土地の購入（純）」と「総固定資本形成」の区別を見直し、計上方法を適正化
- ・公的企業の「持分」（負債）について、従前記録していなかった「その他の持分」（一般政府が資産として保有）を計上するとともに、「非上場株式」について類似業種比準方式に準じた手法による推計を採用
- ・参考表 1「家計の主要耐久消費財残高」の推計方法を、従前のベンチマーク・イヤー法から恒久棚卸法

に変更

(※1) http://www.esri.go.jp/jp/archive/snaq/snaq160/snaq160_c.pdf

(※2) <http://www.esri.go.jp/jp/archive/snaq/snaq151/snaq151d.pdf>

(※3) <http://www.esri.go.jp/jp/archive/snaq/snaq155/snaq155f.pdf>

(4) 政府諸機関の分類

① 平成23年基準改定に伴う分類の変更

政府諸機関の分類について、平成23年基準改定に伴い、平成17年基準改定から以下のとおり変更を行う(新たな分類表は下記URL^(※)を参照されたい)。

- ・ 特許特別会計：中央政府→公的非金融企業
- ・ 自動車検査独立行政法人(平成20年度以降)：中央政府→公的非金融企業
- ・ 食料安定供給特別会計業務勘定(平成19年度～25年度)：公的非金融企業→中央政府
- ・ 日本司法支援センター(平成18年度以降)：中央政府→公的非金融企業
- ・ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社(旧名：日本環境安全事業株式会社)(平成16年度以降)：中央政府→公的非金融企業
- ・ 日本私立学校振興・共済事業団共済業務勘定(平成9年度以降)：公的非金融企業→社会保障基金 等

(※) http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/h23/riyou_kakuhou.html

② 平成27年度中に行われた政府諸機関の新設、統廃合等への対応

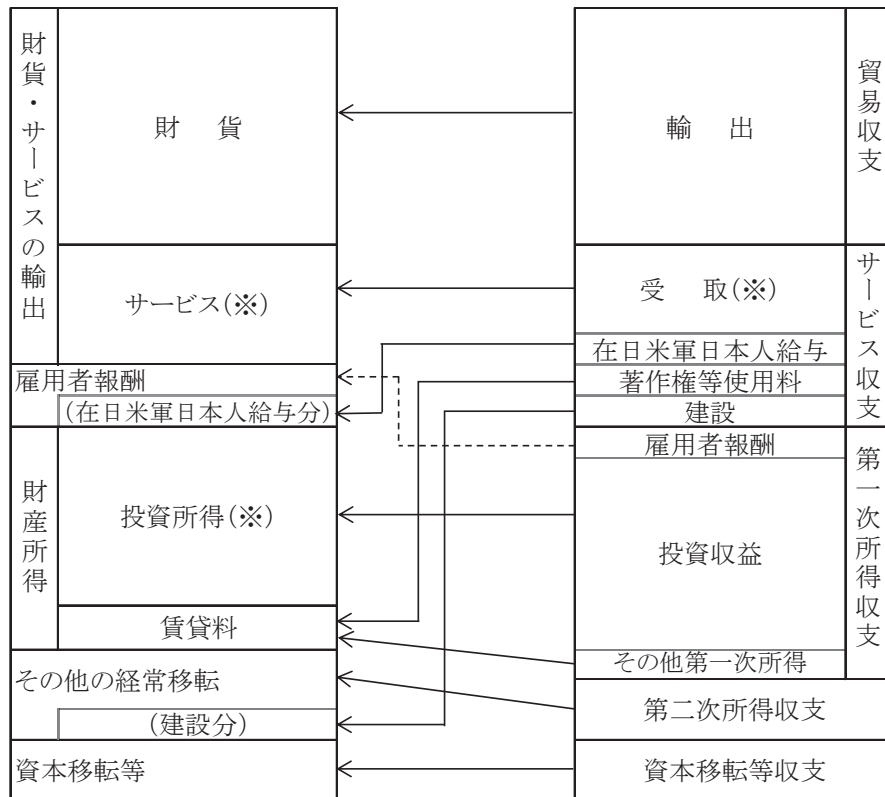
平成27年度中に行われた政府諸機関の新設、統廃合等を踏まえて、JSNAにおける分類を行う。具体的には、平成27年度年次推計で新たに分類した主な機関とそれらの分類は以下のとおり。上記①の変更も反映した、平成27年度における政府諸機関の分類の詳細については、巻末参考資料Vを参照されたい。

- ・ 認可法人電力広域的運営推進機関は、「公的非金融企業」
- ・ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構は、「中央政府」
- ・ 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所は、「中央政府」
- ・ 国家公務員共済組合・同連合会、地方公務員共済組合・同連合会等の退職等年金経理は、「民間金融機関」(年金基金の扱い)

別表1 JSNA と国際収支統計の対応関係

JSNA 海外勘定 支払

国際収支統計 受取

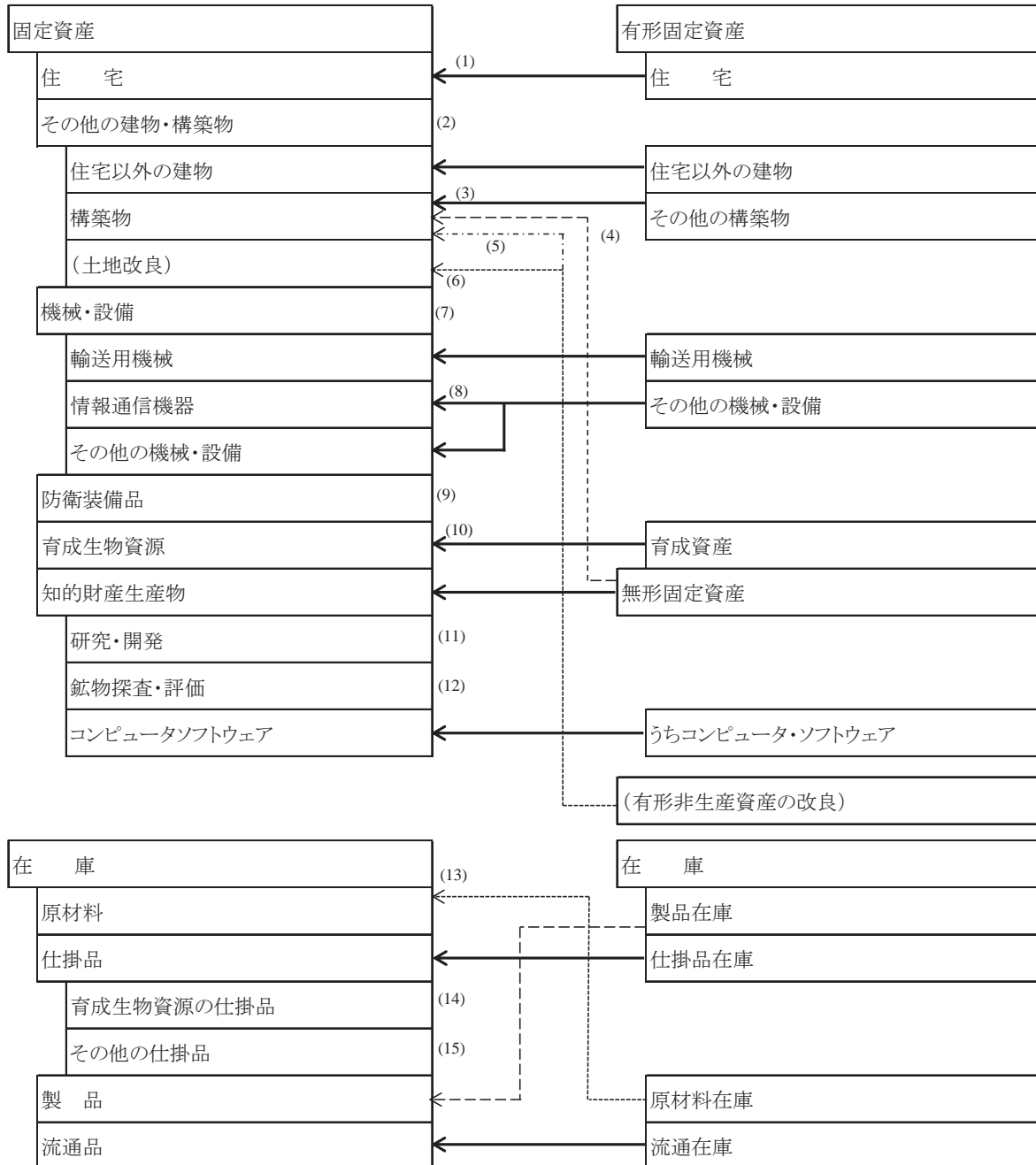


(※) 国際収支統計 (BPM6 準拠) では、2014 年以降について、サービス収支に FISIM を計上しているが、JSNA との定義範囲の相違や、過去の計数が利用可能でないこと等から、JSNA では独自に FISIM の海外取引を推計し、サービスの輸出に記録するとともに、投資所得 (利子) の調整も行っている (借り手 FISIM の輸出分を控除するとともに、貸し手側 FISIM の輸入分を加算)。

別表 2 - 1 生産資産の分類変更

平成23年基準(2008SNA)

平成17年基準(1993SNA)

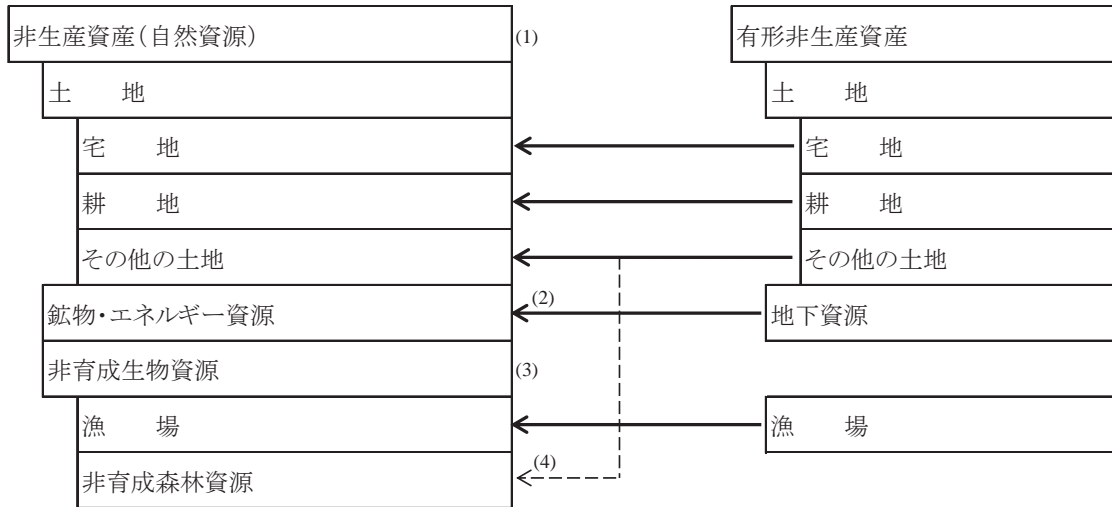


- (1) 平成 23 年基準では不動産仲介手数料のうち住宅・宅地分が含まれる。
- (2) (7) 集計項目として新設。
- (3) 名称変更。
- (4) フローで、平成 17 年基準では無形固定資産に含まれていたプラントエンジニアリングが移管（ストックでは平成 17 年基準でも構築物）。
- (5) 平成 17 年基準で有形非生産資産の改良に含まれていた海岸、治山、農業土木（灌漑施設を除く）が移管。
- (6) フローの総固定資本形成にのみ計上。ストックでは非生産資産の土地に体化される扱い。
- (8)(14)(15) 内訳項目として新設。
- (9)(11) 新設。
- (10) 名称変更。
- (12) 内訳項目として新設（平成 17 年基準では 1 年以内償却のためフローにのみ計上に対し、平成 23 年基準では平均使用年数 1 年以上としてストックにも計上）。
- (13) 範囲拡張（防衛装備品のうち弾薬等を含む）。

別表 2 - 2 非生産資産の分類

平成23年基準(2008SNA)

平成17年基準(1993SNA)

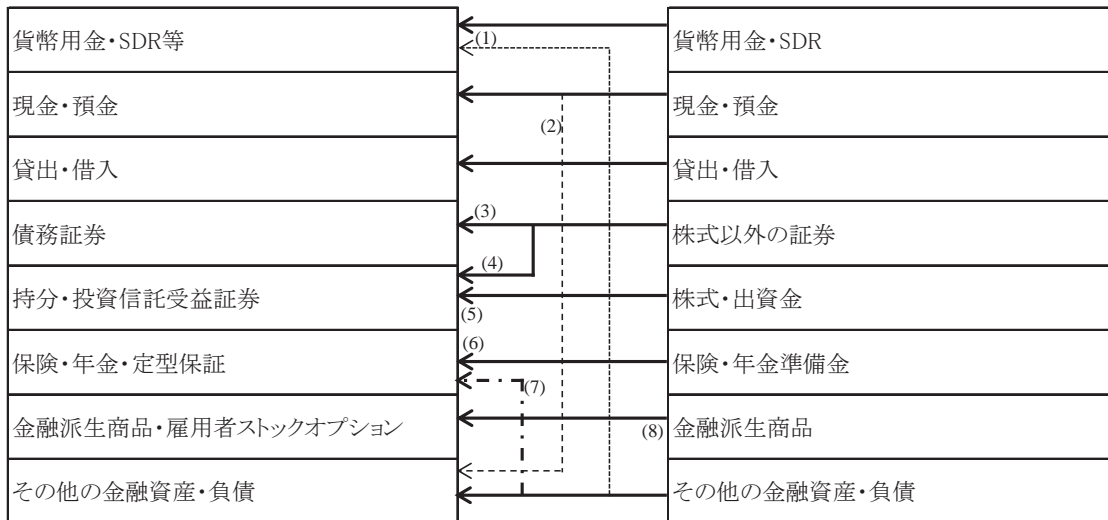


- (1)(2) 名称変更。
- (3) 集計項目として新設。
- (4) 内訳項目として新設 (例：国有林分の立木)

別表 3 金融資産の分類変更

平成23年基準(2008SNA)

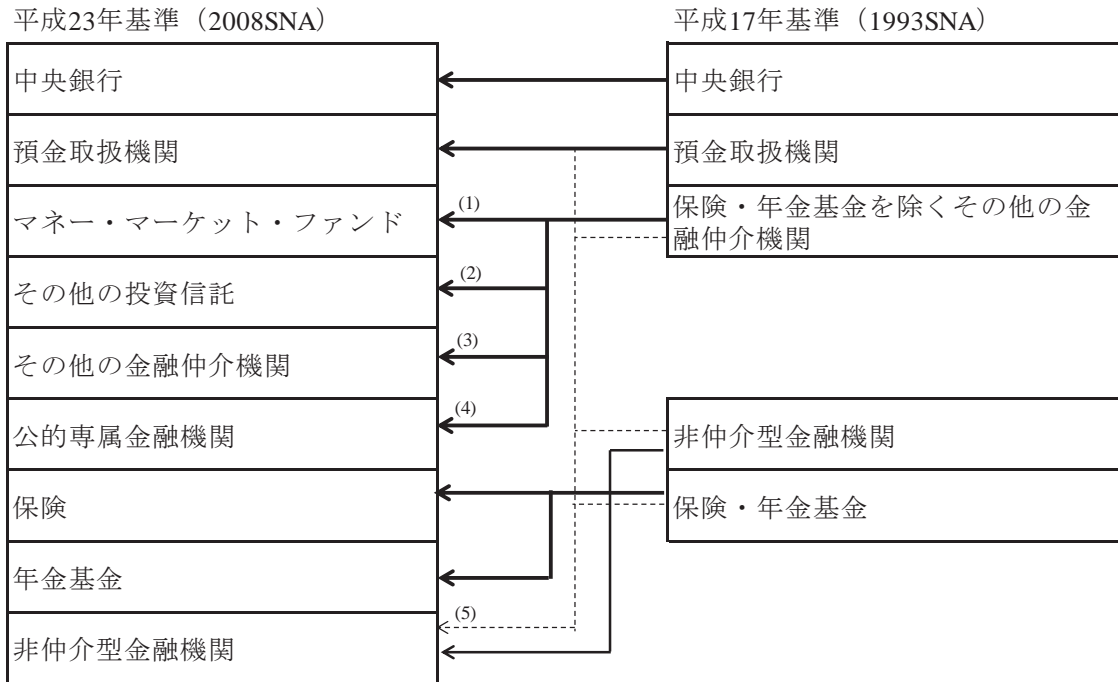
平成17年基準(1993SNA)



- (1) 平成 17 年基準では「その他の金融資産・負債」に含まれていた IMF リザーブポジションが移管、それに伴い名称変更。
- (2) 平成 17 年基準では「現金・預金」に含まれていた財政融資資金預託金が移管。
- (3) 名称変更 (負債性のあるものに限定)。
- (4) 平成 17 年基準では「株式以外の証券」に含まれていた投資信託受益証券が移管。
- (5) 名称変更。
- (6) 平成 23 年基準では定型保証支払引当金が新設、これに伴う名称変更。
- (7) 平成 17 年基準では「その他の金融資産・負債」に含まれていた非生命保険関係の技術準備金や、確定給付型の企業年金等に係る積立不足相当分が移管。
- (8) 平成 23 年基準では雇用者ストックオプションが新設、これに伴い名称変更。

※金融資産・負債分類のより詳細な内訳については、「2008SNA に対応した我が国国民経済計算について (平成 23 年基準版)」(平成 28 年 11 月 30 日)の巻末資料 5 を参照。

別表4 金融機関の内訳分類の変更



(1) 公社債投信の一部（MMF、MRF等）

(2) 公社債投信の一部（中長期のもの）、株式投信

(3) ファイナンス会社、特別目的会社・信託、ディーラー・ブローカー、融資特別会計、政府金融機関等の一部

(4) 政府金融機関等のうち運用側か調達側において限られたグループのみを取引相手とする仲介機関

(5) 預金取扱機関や保険・年金基金を除くその他の金融仲介機関、保険・年金基金等に含まれていた金融持株会社

(注) 平成17年基準では、公的金融機関は「保険・年金基金を除く金融仲介機関」と「保険・年金基金」に分けて表章していたが、平成23年基準では、公的金融機関は、預金取扱機関、その他の金融仲介機関、公的専属金融機関、保険、年金基金にそれぞれ含まれる形となる（その他の金融仲介機関、公的専属金融機関、保険については公的分を独立表章）。

別表5 経済活動別分類（大分類）の新旧

平成17年基準	平成23年基準	(参考) ISIC Rev.4 大分類
<u>1. 産業</u>	1. 農林水産業	A. 農林漁業
(1) 農林水産業	2. 鉱業	B. 鉱業及び採石業
(2) 鉱業	3. 製造業	C. 製造業
(3) 製造業	4. 電気・ガス・水道・廃棄物 処理業	D. 電気、ガス、蒸気及び空調供給業 E. 水供給業、下水処理、廃棄物処理 及び浄化活動
(4) 建設業	5. 建設業	F. 建設業
(5) 電気・ガス・水道業	6. 卸売・小売業	G. 卸売・小売業；自動車・ オートバイ修理業
(6) 卸売・小売業	7. 運輸・郵便業	H. 運輸・保管業
(7) 金融・保険業	8. 宿泊・飲食サービス業	I. 宿泊・飲食業
(8) 不動産業	9. 情報通信業	J. 情報通信業
(9) 運輸業	10. 金融・保険業	K. 金融・保険業
(10) 情報通信業	11. 不動産業	L. 不動産業
(11) サービス業	12. 専門・科学技術、業務支援 サービス業	M. 専門、科学及び技術サービス業 N. 管理・支援サービス業
<u>2. 政府サービス生産者</u>	13. 公務	O. 公務及び国防、強制社会保障事業
(1) 電気・ガス・水道業	14. 教育	P. 教育
(2) サービス業	15. 保健衛生・社会事業	Q. 保健衛生及び社会事業
(3) 公務	16. その他のサービス業	R. 芸術、娯楽、レクリエーション業 S. その他のサービス業
<u>3. 対家計民間非営利サービス生産者</u>		
(1) 教育		
(2) その他		

※経済活動別分類の詳細や、中分類や小分類の新旧については、「2008SNA に対応した我が国国民経済計算について（平成23年基準版）」（平成28年11月30日）の巻末資料2を参照。

別表6 各項目の名称変更

平成17年基準	平成23年基準	備考
統合勘定、資本勘定、主要系列表1等		
在庫品増加	在庫変動	
第1次所得の配分勘定等		
保険契約者に帰属する財産所得	その他の投資所得	
	保険契約者に帰属する投資所得	その他の投資所得の内訳。年金基金の運用収益は年金受給権に係る投資所得に移管
	年金受給権に係る投資所得	その他の投資所得の内訳
	投資信託投資者に帰属する投資所得	その他の投資所得の内訳。利子から移管(ただし2012年値より)
所得の第2次分配勘定		
社会負担	純社会負担	雇主や家計の社会負担から年金制度の手数料を控除
雇用者の社会負担	家計の現実社会負担	分割
	家計の追加年金負担	分割。年金受給権に係る投資所得と同額
—	(控除)年金制度の手数料	純社会負担の控除項目として新設
年金基金による社会給付	その他の社会保険年金給付	年金基金の給付のほか、退職給付に関する会計基準の対象となる退職一時金を計上
無基金雇用者社会給付	その他の社会保険非年金給付	その他の退職一時金等を計上
現物所得の再分配勘定		
現物社会給付	現物社会移転(市場産出の購入)	現物社会給付+教科書購入費等
個別的非市場財・サービスの移転	現物社会移転(非市場産出)	個別的非市場財・サービスの移転-教科書購入費等
所得の使用勘定		
年金基金年金準備金の変動	年金受給権の変動調整	年金基金等に係る純社会負担-社会給付
一般政府、対家計民間非営利団体の目的別最終消費支出		
商品・非商品販売	財貨・サービスの販売	
—	自己勘定総固定資本形成	非市場生産者によるR&Dの総固定資本形成
現物社会給付等	現物社会移転(市場産出の購入)	※一般政府のみ